

金銭借用証書

印紙

東京都千代田区神田神保町一 一 一

商事株式会社

代表取締役 山田 太郎 印

一、金貳百參拾万円也

右の金額を次の約定により、正に借用いたしました。

1 返済期限 平成 年 月 日

2 利息 年 割 分

3 支払い方法 貴社へ持参、もしくは送金による支払い。

4 損害金 債務の履行に遅延した場合は、完済まで日歩 銭による損害金を支払うものとする。

5 次の場合は期限の利益を失い、残債務全部を支払うこととする。

(1) 利息の支払いを二回以上怠ったとき。

(2) 他の債務につき仮処分を受け、または破産の申し立てがあつたとき。

以上

平成 年 月 日

物産株式会社

代表取締役 北野 一人殿